

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第1回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和3年6月28日(月) 午前10時00分から午前11時20分まで
3 開催場所	津図書館 視聴覚室
4 出席者の氏名	(津市隣保館運営審議会委員) 梅林慶文 大橋加代子 岡山勉 片岡福生 金子清志 小島広之 小平英雄 澤田知子 杉田壽美生 中川正治 中西義照 中村光一 西田保男 長谷川弘子 原田秀夫 福田信男 藤本正治 村林秀紀 (事務局) 人権担当理事 松下康典 地域調整室長(兼)中央市民館長 多門伸浩 地域調整担当主幹 樽井裕信 地域調整担当副主幹 濱田伸子 橿原市民館長 前田重憲 雲出市民館長 前田博之 久居北口市民館長 西川賢洋 榑原市民館長 西川直良 久居北口文化会館長 水谷 明 雲林院福祉会館長 増地陽一 川合文化会館長 森澤 啓 白山市民会館長 谷 広巳 美杉人権センター長 前田憲一
5 内容	1 令和2年(2020年)度隣保館活動報告について 2 令和3年(2021年)度隣保館事業計画について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部地域調整室地域調整担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3166@city.tsu.lg.jp

・議事内容 下記のとおり

事務局	<p>(開会)</p> <p>お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より令和3年(2021年)度第1回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただきます津市市民部地域調整室の樽井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>はじめに、審議会委員の新たな任期になって初めて集まっていたいておりますので、ご出席の委員の皆さまを50音順にてご紹介させていただきます。</p> <p>お手元の「津市隣保館運営審議会委員名簿」をご覧ください。</p> <p>津市子ども会育成者連合会 事務局長の 梅林委員</p> <p>榊原市民館運営委員会 委員の 大橋委員</p> <p>川合文化会館運営委員会 委員の 岡山委員</p> <p>津市身障者福祉連合会 会長の 片岡委員</p> <p>久居北口市民館運営委員会 委員で 久居北口3自治会 副会長の 金子委員</p> <p>津市小中学校校長会の 小島委員</p> <p>久居北口文化会館運営委員会 委員長の 小平委員</p> <p>津保育所施設長連絡協議会の 澤田委員</p> <p>中野文化会館運営委員会 委員の 杉田委員</p> <p>津市民生委員児童委員連合会 副会長の 中川委員</p>

事務局	<p>津市自治会連合会 幹事の 中西委員</p> <p>津市社会福祉協議会 会長の 中村委員</p> <p>美杉人権センター運営委員会 委員長で 当審議会 副会長の 西田委員</p> <p>津市立幼稚園長会の 長谷川委員</p> <p>雲出市民館運営委員会 委員長で 殿木自治会長の 原田委員</p> <p>白山市民会館運営委員会 委員長の 福田委員</p> <p>中央市民館運営委員会 委員長で 愛宕町自治会長の 藤本委員</p> <p>雲林院福社会館運営委員会 委員長で 当審議会 会長の 村林委員</p> <p>また、本日も欠席ではございますが、</p> <p>長谷山市民館運営委員会委員長で 赤坂西自治会長の 谷委員</p> <p>津人権擁護委員会 委員の 高倉委員</p> <p>津市婦人会連絡協議会 副会長の 森田委員</p> <p>橿形市民館運営委員会 委員で 向井自治会長の 吉田委員</p> <p>がそれぞれご就任をいただいております。 どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、私ども事務局をご紹介します。</p>
-----	---

事務局	<p>人権担当理事 松下  地域調整室長（兼）中央市民館長 多門  地域調整室 樽井  同じく地域調整室 濱田</p> <p>でございます。</p> <p>続きまして、隣保館の館長でございますが、</p> <p>中央市民館長 多門  橿形市民館長 前田重憲  雲出市民館長 前田博之  久居北口市民館長 西川賢洋  久居北口文化会館長 水谷  榊原市民館長 西川直良  雲林院福社会館長 増地  川合文化会館長 森澤  白山市民会館長 谷  美杉人権センター館長 前田憲一</p> <p>以上でございます。</p> <p>なお、長谷山市民館長 後藤、中野文化会館長 小林は  欠席でございます。</p> <p>それでは開会にあたりまして、松下人権担当理事からご  挨拶を申し上げます。</p>
松下理事	<p>改めまして、津市人権担当理事の松下でございます。</p> <p>平素は市政全般にわたりまして、皆様におかれましては  多大なご理解とご協力をいただいておりますこと、誠にあり  がとうございます。</p> <p>また、本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきま  して重ねてお礼申し上げます。</p> <p>昨年度は、新型コロナウイルスの影響もございまして、  当審議会も開催することができず、書面決議というような</p>

形で進めさせていただいておりましたけれども、今年度は何とかこの審議会第1回目を開催することができました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本市の隣保館でございますけれども、津市隣保館の設置及び管理に関する条例で、その設置目的を定めてございます。その目的は、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図るためという風に規定させていただいておまして、その目的を達成いたしますため、市内12の館で相談事業や人権啓発、広報それから文化教養などの事業を進めておまして、地域の身近なコミュニティーセンターとして、重要な役割を果たしているところでございます。そのような状況の中でございますけれども、本市では特定の自治会問題が発生してしましまして、特定の自治会長に対する市役所の対応が、市民の皆様大きく批判をされているところでございます。中央市民館におきましては、職員が特定自治会長の私的な用事に従事させられていましたことや、不適切な対応、さらに防犯灯補助金の不正受給に関わっていたとして、中央市民館の館長が逮捕される事態にまで至ってしましまして、大変申し訳なく存じます。誠に申し訳ございませんでした。この問題につきましては、5月の27日に市長が自ら、まずこの最終の報告書が市から出まして、それを受けて市長が自ら市民の皆様へ謝罪をさせていただいたところでございますけれども、現在はこのような問題が二度と起こらないように、全庁挙げて再発防止策を講じているところでございます。特に隣保館につきましては、私が責任者となりまして、今回の問題を受けて、これまでの私ども市職員の対応を様々な角度から検証をさせていただきまして、再発防止に向けまして、職員の業務に対する心持ちでありますとか、地域住民の皆様との関わり方、それらを再認識させていただきまして、地域住民の皆様にとって信頼できる職員となり、本来の隣保館運営の業務を適正に進めていくことができるよう、努めてまいりたいと思いますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局	<p>続きまして、議事に入ります前に、本日、22名の委員のうち18名のご出席をいただいております。委員の半数以上の出席がございますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思います。</p> <p>村林会長、よろしくお願いいたします。</p>
村林会長	<p>皆さんおはようございます。進行役を仰せつかいます村林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本年度第1回目であります。議事進行に当たりましては、皆さんの活発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、議事の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>事務局から、あらかじめお話しいただくことは何かございますか。</p>
事務局	<p>当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。</p> <p>また、今回、会議録へのご署名は、梅林委員と中村委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>



事務局(多門)	<p>それでは、令和2年(2020年)度隣保館活動報告について説明いたします。</p> <p>活動報告につきましては、資料の7ページに各館の活動を集約させていただいております。各館の利用者数は、8ページから19ページにございます。また、事業内容につきましては、20ページ以降に、交流事業・連携事業・特色事業に分けて、それぞれ表記させていただいております。ただ、この事業の区分は、明確な規定で仕分けしているものではございませんので、各館の活動内容を大まかに区分したものであるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>その中で、まず、20ページから22ページの交流事業につきましては、各種団体との交流を図ることで、隣保館の活動を広く知ってもらうためのもので、小中学校、老人会、地域団体等との交流を深めたものでございます。</p> <p>次に、23ページから27ページの連携事業については、地区の関係団体等と共同で、人権啓発講演会、各種学習会などを開催し、啓発に努めた部分でございます。</p> <p>次に28ページから31ページの特色事業につきましては、各館が独自に取り組んでいる事業を表記しておりますが、地域ニーズにあわせた各種サービス事業や地域学習会などを実施しております。なお、講演会や学習会など、一部の事業につきましては、昨年度におきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、回数を減らしたり、中止したりしたのもございます。</p> <p>7ページをご覧ください。令和2年度の全体の利用者数につきましては、延べ38,286名で、前年、令和元年度と比較しますと31.3%の減、人数では17,428名の減少となってしまいました。コロナ禍での活動の中止や事業規模の縮小が、そのまま利用者数の減につながった形となって表れていると思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
村林会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>



<p>村林会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 ないようですので、事項（１）については、終わらせていただきます。</p> <p>続きまして事項（２）の令和３年（２０２１年）度隣保館事業計画について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局(多門)</p>	<p>それでは、続きまして、令和３年（２０２１年）度隣保館事業計画についてご説明いたしますが、その前に各隣保館における運営委員会の開催状況についてお話しさせていただきますと思います。</p> <p>お手元に「隣保館運営委員会開催状況まとめ」を置かせていただいておりますので、ご覧ください。</p> <p>昨年度、当審議会におきましても、一年前に書面による開催、書面決議という形で行いましたけれども、それぞれ各隣保館の運営委員会につきましても、開催した館、中止にした館、書面による開催をした館、と色々でございました。</p> <p>昨年度の各館運営委員会は、実際に開催、あるいは書面にての開催が殆どという状況でありましたが、地元と調整の上、一部中止とさせていただいた運営委員会もございます。複数回運営委員会を行っている隣保館につきましては、最初の方は開催したけれども後の方で中止にしたとか、そういった事例もありますので、全てが中止となったところは少なかったんですけれども、そういった形でコロナの影響を受けて、皆さん考えていただいて、運営委員会を開催していただいたという状況でございます。今年度の各館運営委員会でございますけれども、書面による開催も含めて、今回はほぼ全ての館において開催されております。また、これから開催予定の館もございますが、今のところ全て中止にするというような運営委員会の予定はございません。ただその運営委員会の開催の時間につきましては、なるべく短くということで、最小限の時間での開催を行うというところも結構あるようでございますので、その辺はコロナ感染の状況に応じて、皆さんの館で臨機応変に対応をしていくというような状況でございます。</p>

	<p>それでは、続きまして令和3年（2021年）度隣保館事業計画について、ご説明いたします。</p> <p>資料につきましては、最終ページのA3になっている資料をご覧ください。</p> <p>本年度の隣保館事業計画でございますが、各館の計画については、先ほどお話ししました各館の運営委員会において、それぞれ審議されているものでございますが、この計画により令和3年度の事業を実施していくものでございます。地域コミュニティ施設として各種講座、相談業務等を実施しながら、人権・同和問題の解決に向けて、それぞれの地域の実情に応じた内容の事業を実施してまいります。</p> <p>具体の事業内容につきましては、その一部について、20ページから31ページにございます交流・連携・特色事業についての表の右端の欄にそれぞれ示しておりますが、昨年度の事業実績を踏まえて、本年度の事業を実施していくものでございます。</p> <p>今年度におきましても、新型コロナウイルスの感染状況によっては、昨年と同様、事業を中止、もしくは事業規模を縮小せざるを得ない場面も出てくる可能性はありますが、現時点ではこの事業計画に沿って事業を進めていきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。説明はお聞きのとおりですが、この事業計画は、各館の運営委員会で審議されていますことから、隣保館事業としての方向性などのご意見が伺えたらと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。</p>
<p>村林会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ないようですので、事項（2）については、終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>

事務局(多門)

昨年、一年前の審議会で、書面決議とさせていただいたのですが、その時に隣保館の運営方針というのを、皆さんのお手元にあるものを案という形でお配りさせていただきました。それをもとに、今年については案を取ってそれを運営方針として隣保館の運営を進めていこうと考えております。新しい委員さんもみえますので、改めてここで報告させていただきたいという風に考えております。それではお手元の隣保館運営方針をご覧くださいと思います。

まずは一つ目、アとしまして、相談体制の充実ですが、隣保館における相談機能は、地域における課題の発見やその解決のための重要な役割を担っており、隣保館職員を対象とした研修等で資質向上を図るとともに、関係機関とも連携し、家庭訪問など館外での相談体制も整えていくなど、地域住民が相談しやすい相談体制の構築を図ります。としております。

続いて二つ目、イとしまして、市民意識調査結果及び差別解消3法を踏まえた人権啓発の更なる推進

市民意識調査結果により、部落差別など未だに差別意識が根強く残っていることが明らかとなったことや、部落差別解消推進法など差別解消3法などの趣旨を踏まえ、現在行っている人権啓発事業に加えて、教養・文化講座（地域交流促進事業）などの機会を利用して人権啓発に努めるなど、より積極的な人権啓発活動に取り組んでいきます。としております。

参考までに、今お手元に県のほうが作ったパンフレットを置かせていただいております。それが、3月ぐらいに県のほうが作って、各隣保館に置いてありますので、皆さん見ていただいた方もたくさんあるかと思いますが、そちらも見てみると、未だに根強い差別が残っているという状況が出てきておりますので、それらを踏まえた人権啓発の更なる推進を行っていきたいと考えております。

この中で、意見をいただいております。人権啓発事業をする主体としての意識、それから啓発対象の明確化、目的の達成度を評価できるような事業とするよう、また、地域住民と近隣住民に対して、共通的な内容と違う内容を意識した活動や取り組み行うようにしてくださいというようなご意見をいただいております。

続きまして三つ目 ウですね、地域福祉の担い手としての機能の発揮

地域における高齢化や人口減少が進み、その地域や家庭といった生活領域における支え合いの基盤が弱まってくるとともに、様々な分野の課題を抱えて複合的な支援を必要とする人が現れてきている中で、隣保館が地域福祉の担い手としての機能を有していることから、相談活動等を通じて地域住民の地域生活課題を的確に把握し、民生委員・児童委員、市の福祉部局、社会福祉協議会等関係機関と密接な連携を図り、その解決に取り組みます。としております。

この中では、社会の公的施設・組織として、隣保館が切り離されたり組み込まれたりする体制にならないようにしていただきたい、といったご意見をいただいております。

続きまして、四つ目 エ 隣保館からの情報発信の充実  
各館では、毎月、隣保館だよりを発行していますが、館によっては人権啓発的要素が十分に反映されていないものも見られるため、隣保館の果たすべき役割を踏まえ、館だよりの内容の充実を図るなど、地域住民に効果的に発信できるよう、情報発信の充実を図ります。としております。

この中では、隣保館からの情報発信の内容については、それぞれの隣保館独自のものでなく、他の館と共同できるものや、市としての考え方など共通の内容を掲載していくことも検討するようということ、ご意見をいただいております。

	<p>今回、運営方針に際しまして、いただきました意見を尊重し、指摘された点に留意しながら、隣保館運営事業を進め、よりよい隣保館となるよう努めてまいります。</p> <p>運営方針につきまして、昨年度、提示させていただきましたが、改めて報告させていただいたものです。 以上でございます。</p>
村林会長	<p>審議委員の皆さんは、何かございますか。</p>
村林会長	<p>よろしいでしょうか。 あの、運営方針等の中で、例えば、本年度か単年度か、数年度に渡ってでもよいのですけれども、特に重点的に行うような重点項目というのか、目標というのか、そういう形のものはお考えではないのでしょうか。それは多分、予算が反映される可能性のあるものをどうしていくかということにもなるんだと思うのですけれども。</p>
事務局(多門)	<p>今現在ですね、例えば人権啓発事業を何か、一つ捉えますと、積極的に人権啓発活動をしている館もあればですね、そこまで啓発事業を行っていないという館もございます。やはりその隣保館の今までの成り立ちという部分を考えますと、ただのその公民館的活動を行っているのではいけない、という部分を感じておりますので、市内全体的に、隣保館全体的にですね、やはりその人権啓発を発信する拠点となるように、それぞれ横で連携を取り合ってですね、あまり積極的でない館につきましても、これから啓発に力を入れていこうという風には考えているところです。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。 ただ、館だけで何とかしてこうというのは、自分たちから見てその、館を支援していただけたところがないと、なかなか進めにくいんだと思います。今あの横のつながりと言われましたけれども、何らかの形のバックアップできるようなものを持たないと、各館がそれぞれの特徴や地域の</p>

事務局(多門)	<p>特性に合った形で動いている以上は、他の館がなかなか手助けできるようなこととか、参考になることが、ないわけではないんでしょうけれども、その館に合った形にはなかなかかなりにくいと思うので、バックアップのほうを考えていただければと思うんですけども。</p> <p>はい、現在、というか昨年、その前ぐらいから、館長会議というのを実は定期的に行うようにしてしまっていて、ただ昨年度はコロナの関係であまり寄れなかったんですけども、そういった状況を捉えて、各隣保館の館長に寄っていただきまして、それにプラスアルファで私ども人権、地域調整室等がですね、その串刺し役と言いますか、そういったものを行うことによって、館だけで終始してしまわない、そういう事業展開のほうを行っていかうかという風に、会長のご意見を聞いて感じたところです。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あの、もう一点、状況が分からないのですけれども、自分の住んでいるところの館においては、例えばコロナの予約が難しい方とかが相談にみえても、ネット環境が整備されていないので、館で説明するとか見せるとかということが、まあインターネットにつなげるということが、館ではできない状態であり、あるいはその、Wi-Fiの接続もできない、その中で、最近会議でもZOOM会議等Wi-Fiを使った会議が多くなってきていると思うんですけども、学習の面でもネットを使うことが今後増えてくる中で、どこかの館はそのような整備をされている可能性があるのかなとは思いますが、今後その、そういう整備をしていくようなお考えはありますでしょうか。</p>
事務局(多門)	<p>はい、会長が仰ってみえるのは、去年雲林院の福祉会館で、Wi-Fiを接続したいということで、予算協議に芸濃総合支所の地域振興課のほうで挙げたけれども、結局その予算が付かなかったという部分を指して言ってみるかと思うのですけれども、確かに今現在の、このコロナ禍の世の中の変化の中で、ZOOMでの会議というのは非常</p>

	<p>に多くなってきていると思います。あと、例えば教育活動にしてもそうですし、あるいはうちの研修にしてもそうですし、もしくは人権啓発的な部分で発信する側としてもそうですし、それぞれそのITの環境下、Wi-Fiの環境下というのは、非常に重要であるし、これから建物としてはそういったものを整備していかなあかんのかなという風に私も思うところです。で、ただこれは予算が伴う話になりますので、この審議会の中で、じゃあ分かりましたと、隣保館に全部付けていきましょうというお約束はできないんですけれども、一度各隣保館にですね、Wi-Fiの設置状況、そういったものも踏まえて、本庁サイドで一括して、どんな状況かというところで、必要な設備であるという認識のもと、予算化するべく努力のほうはしていきたいなという風に考えております。今現在ですね、Wi-Fiを設置してあるところもいくつかあるように聞いておるんですけれども、ただそれがその防災上ですねWi-Fiで、防災でその避難所となってくる時に、例えばその災害情報を手に入れるためのWi-Fiの設置しか認められていなかったりとか、そういったところがあるのは把握しておりますので、今後そういう人権啓発、あるいは教育的な部門、それからそれぞれの活動の中で、そういったWi-Fi環境下において、利用がされていくというのは必然的な流れであるし、必要かなという風に思っておりますので、一度それについては少し時間がかかるかも知れませんが、検討のほうを進めてなるべく設置できるような形で考えていきたいと思っております。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございました。 他に何かございますでしょうか。 福田委員。</p>
<p>福田委員</p>	<p>はい、運営方針をお示しいただき、大変ありがたいことだなあと思っています。 アの相談体制の充実というところですが、特に関係機関とも連携し、家庭訪問など館外での相談体制も整えていくなど、地域住民が相談しやすい相談体制の構築を図</p>

りますと書いていただいている。私、白山町なんですけれども、体制の充実というのは、とりもなおさずスタッフを充実しなければですね、なかなか、その何と言いますか家庭訪問したりとか、出向いて行ってその実態を把握していく、したくてもできないような人員不足が生じております。白山町、非常に被差別部落の人口が多いところでございます、隈なく行こうと思うと、まあ専門職員という形でも置いてもらってはいるんですけれども、なかなか大変ですね。で、例えば非常に困っておる実態を把握していながら、行けなかったという例もあるんですよ。最近、高齢化とともに、一人住まいの方が増えてきているんですよ。しかも認知症になったりとかみたいな、感じる場所も結構あるんですね。で、思いとしては、隣保館の思いとしてはそこへ行きたいんですけども、あるいは何回か足を運んでいるんですけれども、なかなかその回数が増えないといえますか、もうちょっと早く行っておけばよかったというような実態もありますね。で、この方針で、相談体制の構築ということで、真っ先にはその相談員を充実させていただくという、そういう体制を組んでいただきたい、という風に思います。

それから、隣保館からの情報発信のところなんですけれども、館によっては人権啓発的要素が十分に反映されていないのがみられるため、とあるんですけれども、私は、広報というのは実際やっておることをお伝えしていくわけですよ、だから事業の中身を云々その前にすべきではないかなと。若干触れてはいただいておりますけれども、どうもその一般教養的な、公民館的な事業にシフトされているのではないかな、という風に思っています。私は白山町で、審議会の時によく言うんですけれども、その隣保館にどれだけ村の人たちが集まってきているのかということも念頭に置かないと、本来隣保館の目的に沿った事業を展開するためにはやっぱり地域住民の人たちが参加してくれるような手立てなり、事業を展開していかなければならないのではないだろうかというように危惧しておるところです。で、広報なんか見せてもらいますと、カラオケとか、そんな悪いわけじゃないですけども、それが目的化してしまうと



	<p>いうのはいかがなものかなあという風に思うわけです。例えば教育集会所の事業とて、そういう風に走っているのではないかなと。だから事務局としては、一定こう指導をしていただくということが大事ではないかなというような、こんな風に報告はしていただいておりますけれども、それぞれの課題をどれだけ事務局が把握していただいておりますかなあということを考えながら、この方針を読ませていただきました。素晴らしい方針でありありがとうございます。ただまあ、中身を伴うように、そういう風にしていただいたらありがたいなあと思います。以上です。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。 岡山委員。</p>
<p>岡山委員</p>	<p>人権大学のことについてお尋ねしたいんですけれども、毎年何人かの職員さんに行ってもらってますよね。これって、津市全体で考えていただいているかと思うんですけれども、地域性で、私は南の方に住んでおるものでとは違うんですけれども、ちょっと南の方へ偏っているような感じはないですか。全体で考えてもらってますか。</p>
<p>事務局(松下)</p>	<p>あの、人権大学、今二人ですね、その毎年度行かせていただいております、人選については、これはどこに偏るといったことは全くなしにですね、その年度で、まずはその自分から行きたいという希望を募りまして、色々な事情で、特に昨年度はコロナ、今もコロナの影響がございますので、そういったことも含めるんですけれども、そういった中でもですね、あの全体的にはバランスよく、市の中で行けるように配慮はさせていただいておりますけれども、結果として、そのようなちょっと偏りがあるような、結果としてはそのようになっている面もあるのかも分かりませんが、それはできるだけ分け隔てなくということで、人選を行っているところでございます。</p>
<p>金子委員</p>	<p>よろしいですか。</p>

あの北口の件ですけれども、私は北口三の方におりますが、成美地区ではですね、一番大きな北口三自治会だと思っておるのですが、平成16年度からある問題が起こりまして、久居は、現状的には久居自治会連合会が分裂してしまったという状態が未だに続いておるわけですが、その件について当然その津市の人権、あるいは地域調整、それから久居のほうの担当の相談員、まあ今どんどん変わりますが、その方らにも相談を随時させてもらいました。なかなか答えが出てこなかったものですから、法務局の方にも行ってですね、相談もしました。結局その話を地域連携課には十分話はしたんですが、当然普通の人権課のほうにも話をさせてもらいましたが、結果的には話をするだけでですね、何にも変わらない。これもう16年度からいうとですね、何年経ったんやと。5年間経ってもですね、久居はもうバラバラの状態なんです。だからこの連携だとかいろいろ話をしていただくのは結構ですが、結局は皆がこう一緒にやっつこうという、やれない状態になってしまったんですよ。それをどうして津市はこう逃げの状態ですね、前向きに津市自身が立って皆を集めてどうしたらいいか、こうしたらいいかという答えが返ってこないんか。それ自治会の問題だという答えが返ってくるんです。自治会の問題、そしたらこれ自治会が勝手にやっつれば、津市は何の責任もないし、何の責務も負わんのかというというようなことしか考えられない。例えばそういう風な考え方を持ってるからこそですね、今回の相生町の自治会長の問題でもああいうのも起こってくると思うんですね。ああいう風にもう強引にですね、無理やりさしてく、よう断らない、私は何度もあの件に対しては、まあここにみえる実名は挙げませんが、今、偉いさんやってみえますが、十分話してきましたが、そういう問題でも結局市長に上がってなかったわけですよ。市長ははっきり言ってますよね、私は知らなかったと。私は知ってたと思いますけどね。市長は写真を撮っ取るわけですからね。盆踊りも行ってしょっちゅう一緒に話し取るわけですから。知らんというのは、まあ嘘も方便の方便を言うてるんやと思います。新聞にもNHKにも、もう出てですね、あそこまで、さすが総務省の出

身の市長やなあと言われるように、これ全国的に放送され  
とるわけですよ。書かれとるわけです。そういうことを踏  
まえてですね、これ例えば隣保館は一体何のためにやっ  
とんのやって、何のために皆さんこうやって集まってんのや  
ということを、ほんとに一人ずつの皆さんに聞いたら、な  
かなか答えられへんと思うんや。それはなんでか言うたら  
津市自身がそうだからなんですよ。津市自身がどういう目  
的で、どういう風にちゃんとやっていくので皆さん協力し  
てくださいよという、一つの指針を出してないから。何の  
ためにあるんや一体と。思いませんか。ここで実名を挙げ  
なくても、何十名の人間が毎月みかじめ料を払っとるわけ  
です、ああやって。やくぎでゆうたらみかじめ料ですよ。ね。  
行っても行かんでも金払って、そんな風なことがあるんで  
しょ、ここ今、続いとる。これ何にも変わってない。そし  
て片っぽは民間の裁判では5千万払えと、例えばそれはゴ  
ミのパトロール代ですよ。それを私が何回調べろと言った。  
おたくらここに座っとる皆さん、耳痛いでしょ。私が行っ  
ておたくらに調べろと言った。パトロールをしとると車の  
メーターは上がるの。走行距離が全然上がとらん、埃か  
ぶって車ほっぽってある。それに一か月80万ずつ、この  
問題が起こって、公になっても払とったんですよ、津市が。  
80万円ですよ、一か月。さくらゆの管理料は一か月65  
万円。で、200人も。あれは同和問題の頃ですよ、同和  
問題はもう解決済みですから、結果的には。だからそうい  
うお風呂があるのに、おかしいですよ本当はね。皆さんほ  
とんど大体お風呂ありますから、その人たちの、ない人た  
ちのために必要やということはおかしいですよ。  
おまけに委託事業でね、年間800万円も払って。よろし  
いか。その分の委託料、800万円。例えば風呂を直しま  
す、直すのに2,700万円もの金払っとるんですよ。そ  
の入札も出てないやん、あれ何となつとるの。滅茶苦茶や  
んか。何にもなってないねん、税金てことを忘れてんねん。  
ちつともね、おたくら口ばっかでね、口で言うとるだけ。  
ああやって強引に攻め込んでくる人間に対しては、何にも  
ようせえへんねん。そうでしょ。ようしない。おたくら自  
身が皆やっててんで、看板もみな付けとった。ペンキも塗

とった。みな教えてあげた。なんで直さんだ、この一年、何年間も。話してやっても、私は現実的にここに座つとる連中にね、行って何度も話してやったの。だけどしない。その人から、あれはします、これはしますで、何を偉そうに言うとする。できるはずがないねん。してみよ、現実的にすると言うなら。おたくら罰金制がないもんで言うだけなんさ。実際はできやんだら罰金さ、こんなもの。給料もろとるのやで。出来高制にしたらええくらいにわしは思う。だからこれ皆さんもね、大事な税金を払っててもね、なるべく役所は隠そうとするんですよ。これがあかんねん。だから、この隣保館は一体何のためにあるんだという、そして自分たちがこういう風にまとめてやっていきますのでお願いしますと、先導役をすとか色んなことを勉強してこい。そして引継ぎは何にもしない、5年間引継ぎゼロ。分かりますか、5年間ですよ。5年間久居はほったらかしみたいなものですよ、成美地区なんか。どこで何しとるか分からへん、会合があらへんで。それでね、何が地域の皆さんのつながりをどうたらこうたら、そんな大きなことがどこで言える。よう考えなあかんのちゃう。答えられるもんなら答えてみい。そやろ。何で黙っとんのや。聞いてるのや。

事務局(多門)

今回の自治会問題につきましては、確かに市側が要らぬ付度をし過ぎて、本来ならやるべきでなかったところもやってしまったというのは事実です。で、その中で、今後においては、こういったことは絶対しないでおこうというところの中で、現在内部統制室のほうも設置されましたし、それからそれぞれの不適切であった業務を司っておった部長級がそれぞれ音頭を取って、対策会議みたいなものが立ち上がっておりますし、で、その中で今後についてこのように津市は変わっていかうというところで、今現在整理のほうで幹部職員中心に行われているところでございます。

金子委員

ちょっと言わせてもらいます。  
これですね、おたくそうやって言われるんですけどね。内部統制室ができた対応皆さん知ってますか。出した紙。

	<p>読まれた方おりますか。実はこういう風にやりますよ、という。誰も知らんこと言っとるから分からへんですよ、あんたがそういう風にやりますと言うたらそうかなあと思ってしまう。市長が縦割り行政でやるというわけや、私が知らんだからこれからそこへ全部集めて、私がそれを全部市のほうで決めてってしまう。横のほうでしょ、市民の声。一番大事なんだぜ。そうだろ、それは聞かへん。そんなことをやりますよと言うてあれ出したやないか。それは、何だこれ。おかしいだろ。</p>
事務局(松下)	<p>市民の方のご意見なりですね、そういった声を聞かないということではございません。</p>
金子委員	<p>そんなことが書いてあるとは言うてないがね。だけど、全てがね、私が把握してなかったことが問題だと言うけど、そんなんは、そしたら市長は全部知つとらなあかんのかと。そんなことはありえやんわけや。部長や次長や課長やらがおるんやで、そこらがしっかりしてちゃんとしとったらええねん。だけどそれを全部市の統制室へ持ってこいはな、自分とこへ全部集めてきてその話を聞こうというあの内容ではな、そこで決めてくたいうことやから、だから全部言うてきてくださいよと、統制室へ、もしそういうことがあれば。市民の皆さん行きますか。</p>
事務局(松下)	<p>いえあの、内部統制室はですね、今まで市の職員が、色んな市民の方からですね、色んな業務のつながりとかです、色んな対応等がある中で、そういったしっかりとした市の職員としての適正な対応ができておれば、今回の問題も起こってはおりませんでしたし、ただそれができていなかったがために、この問題が起こってしまったというところがございます。それをですね、そしたら今後そういった問題がないようにするにはどうしたらよいかというようなことの中で、一つの方法としてですね、内部統制室というのを設置いたしまして、職員が非常に対応に苦慮するようなケースが出てきた場合に、そこを内部統制室でお話しさせていただいて、対応等を協議させていただいて、市全</p>

金子委員	<p>体として対応を考えていくという意味合いで内部統制室ができたものと私は実感しております。</p> <p>それは、部長や次長クラスのところまでかな、ま、課長も当然おるわけやけども、そこらが普通、部長止まりが大体ほとんどだよ、市長決裁物件というのはほとんどないだろ、現時的には。そうじゃないか。今までの予算問題においても特別なものに対してはそうであっても、他はないんですよ。それで大体みんな決裁されてきとんの。そしたら今までおった部長や次長やあるいは一部の課長というのは全部出来が悪い、あかんだ連中ということか。落第者か。</p>
事務局(松下)	<p>あの、今までの幹部職員等が、まあ正直申し上げたら駄目な部分がやっぱりあったと思います、対応の面で。ですけども100%駄目だったかという、そうでもなかった部分も私はあると思っております。そうした中で、ちゃんとした対応が今までできなかったが故に、今後どうしていかなければいけないかというようなことを、それを今全庁的に考えております。その中の一つの手段といたしまして、内部統制室というような方法も、これは市長がそういうことを考えられて、設置されたという風に理解をしております。</p>
金子委員	<p>これは実はね、相生町の問題なんですよ。その問題がなければ、こんなことは本当はないの。他のところでは。他のところでこんなこと起こっとったら大変なことですよ。相生町の問題だけで、内部統制室を作ってしまったというような部分があるわけですよ。だから委託業務も、あんなものを簡単にどんどん作ってしまうと、絶対分からんわけですから。例えばですよ、普通のごみ収集車が集めますね。市委託のごみ収集車がたくさん走ってますやろ。段ボールや何かや別にああやってみな積んできますよ。資源ごみですよ、新聞紙も積んでいきますよ。あれちゃんと出さなあかんのやに。そやろ、資源ごみやで。なのにあれは全部売ってるじゃないか、ああやって他所へ。な、それ自分ら裏付け取りに行ったか。業者みな買ってるが。よろしいか。</p>

だからこそ、委託業務というのは、市の委託業務ていうのは昔は市がやってたんですよ。それを資源ごみですから、どんだけ集めたか集めないか、どんだけあるかないか分かりませんから、それを勝手にどれだけでも売れるんですわ。売れるんだったら売ってくるに決まっとるやないか。そういう体質を止めるという風な形にしてかなあかん。それを止めよう。汲み取り関係や何やかんやでも問題あるでしょ。7対3で分けてもう滅茶苦茶や。こんなことは知ってるだろ。ある業者がなあなあして、ある業者がもう決まっとるんですわ。それがもう何十年もやっとる。一般業者は入れません。推進工事でもそうだろ。役所はそんなことをしてるわけ。自分たちのためにやっとなのか、九十何パーセントの落札率って今日びは絶対はないの。99.8とか。それは推進工事は業者が入れやんようにわざわざ市が、市がしとる。そしたら市が絡んでるとしか思えやんやないか。そういう風なところから直してかなあかんやないか。だから何にも良うなってないんやで。だから、これはただ相生町問題として一つ出ましたが、他にもいっぱいあるんです、そういうことが。そういう業者、特定業者にそういう恩恵が行くような仕組みがあるわけですわ。それをわざわざ作ってる、津市が。そんなものは止めさせやなあかん、止めて津市自身がやればいい。だからそういう隠してる部分というのはいっぱいありますから、これはなかなか難しいですよ、会長。だからこういう隣保館の問題というのは当然大事な問題ですけども、指針を出してね、形を。福田さんが仰ったように、形を作っといてもろて、ある程度そういうリーダー的なものを取ってってもらわんと皆バラバラになっとなつてですね、住むところも皆違うもんで共通の問題を持つというのはなかなか難しいと思われませんか。例えばこの過疎化問題、白山でも過疎化問題どうしてくれるんやと、それからああいう太陽ソーラー問題はどうするんやと、みんな問題はありますやんか。無茶苦茶なことをやらしとるわけですわ。あれなんて後、大震災の時にみられたとおりのことですが、後始末できないですよ。あれはあの状態でも発電しとるわけですから。そういうものに対しても、ちっとも津市はね、その問題に対してやろう、取り組もう

	<p>としない。問題にしてきやへん。どこでもできる。だからいっぺん本当に、本当に改革するんなら、もっと突っ込んだ、犠牲者を出さんとこと思たって仕方がない。悪いことをしたやつは仕方がないの。ある程度は仕方がないの。それを隠そう隠そうとしたらあかん。もう出さなあかんに、それぐらいは。私はそう思います。長なりますで。</p>
<p>村林会長</p>	<p>あの、今言われている中で、この会の、この隣保館運営審議会の関わる内容の一つとして、隣保館のあり方、何のためにあるのかという指針の中のもっとこう核となるようなものを各館に伝えてもらって、全体がその方向を向いていけて評価ができるような内容になるということは、委員会のほうからお願いしたいと。で、その他に関しては、個人的にはすごく色んな勉強になる部分や聞かせていただけたところがありましたけれども、審議会の中心的なところではない部分もありますし、それを言い出すと全ての部分というのは差別や人権の問題につながってってしまうので、取り敢えずその部分に関しては、お聞きしたことというのは良かったと思いますけれども、ちょっと会議の中身とずれているところもありますので。</p>
<p>金子委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>村林会長</p>	<p>はい、これで。 福田委員。</p>
<p>福田委員</p>	<p>あの、とても大事な問題提起をしていただいたんですよ、金子さんから。これはまさに何と言いますか、部落問題と深く関わっているんですね。こういうことが起きたら、特殊な例だ、という風に考えてしまうんですけども、これはまさにその、なぜ付度をしたかという、行政側の差別の問題についてきちんと整理をしていく。こういうことが起きると視線はどこに行くかということ、自治会のほうへ行くんですよ。行政のほうへは、なかなか市民は向かない。仕方ないわさ、そういう所や。という風に差別意識を上塗りするだけなんですよね。私はこの問題がなぜ起きたか</p>



と言ったら、やっぱり行政の持つておる差別意識だと思うんですよね。正義を貫いていけない。合理性がないところでも、あの人が来たらかなわん、もうお手上げや、というので、忖度とも何とも言えないですけども。それは私は、そういうことを聞いてしまうのは、それは行政側の方々の差別意識があるからだと思うんです。悪い人、いっぱいいますよ、それは世の中には。色んな意味で。でもそこへ切り込んでいくというのが正義じゃないですか。で、行政の正義って何かって考えた時に、やっぱりこれ部落差別を上塗りするだけの世論、ですよ、世論は。あそこか。部落か。という風なことを口には出さないけれども、既にそういう意識で事業を展開していったところに問題があるんです。問題、多く問題が含まれておるということを考えて時に、やっぱり差別する側ということですかね、行政がなぜそこだけに忖度したのかということ、しっかりとお考えいただきたいなと思います。深く部落問題と関わっています。深く隣保館のありようとも関わっている話なので。しっかりとやっぱりそれぞれみんな考えていかないと、差別はなくなっていかないと、思いますね。で、そんな意味では非常にこう、これにもっと時間をかけて議論すべきじゃないかなあって私なんかは思います。

村林会長

この件につきましては、運営審議会等で検討する内容等も含めまして、事務局のほうでもう一度整理していただいて、次に進めていっていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

では最後に事務局から何かありましたらどうぞ。

事務局(多門)

事務局からは特にございませぬ。

他に審議委員さんのほうで何かご議論いただくことがございましたら。事務局側からは以上となりますが。

よろしいですかね。

それでは本日は、ご多忙中にも関わらず、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。また、説明不足等ありましたことをお詫び申し上げます。いただきましたご

	<p>意見等につきましては真摯に受け止め、今後の隣保館の運営に生かしていきたいという風に考えております。</p> <p>また、次回ですね、大体年2回ほど開催させていただいておるんですけども、通常第1回がこの時期、6月、7月ぐらいが第1回目で、第2回目が年度末になります2月ぐらいを予定しておりますので、次回につきましては年明けてから2月ぐらいの開催で事務局のほうは考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。その際には、また改めて委員の皆様にはこちらのほうからご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>委員の皆さんには色々ご意見をいただきました。</p> <p>また、審議にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>これにて令和3年度第1回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。</p> <p>皆さま、どうもありがとうございました。</p>